第5章 介護保険事業計画

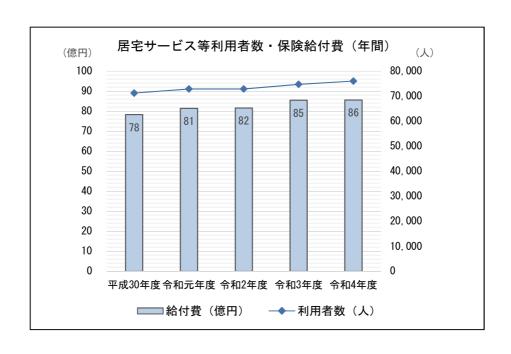
介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき3年を1期として策定します。 第9期介護保険事業計画(以下「第9期計画」という。)では、第8期介護保険事業計画 (以下「第8期計画」という。)の実績等を踏まえ、中長期的な人口動態や介護ニーズを見 込んだ上で、令和6年度から令和8年度までの介護保険事業運営に必要なサービス量や保険 給付費等を推計し、第1号被保険者の介護保険料等を定めます。

第1節 介護保険事業の現状

1 介護保険サービスの現状

- (1) 居宅サービス・介護予防サービス
 - ① 利用者数及び保険給付費
 - 居宅サービスと介護予防サービス(※)(以下「居宅サービス等」という。)の延 べ利用者数及び保険給付費は、共に増加傾向で推移しています。
 - ◆ 居宅サービス等利用者数・保険給付費(年間)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	71,232人	72,877人	72,865人	74,764人	76,038人
給付費	7,829,921 千円	8,104,450 千円	8,161,013 千円	8,547,934 千円	8,560,937 千円



※ 本計画においては、介護保険法第8条で規定する居宅サービスに「住宅改修」及び「居宅介護支援」を含めたサービスを「居宅サービス」といいます。また、介護保険法第8条の2で規定する介護予防サービスに「介護予防住宅改修」及び「介護予防支援」を含めたサービスを「介護予防サービス」といいます(下表参照)。

区 分	サービス種類
居宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、 通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用 具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護 予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介 護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販 売、介護予防住宅改修、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防支援

② サービス種類別の利用状況

ア利用件数

○ 居宅サービス等における種類別の利用件数(月平均)は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護が増加傾向にあります。一方、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護は新型コロナウイルス感染症の影響等により、減少傾向となっています。

◆ 居宅サービス等種類別利用件数(月平均)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問介護	1,797件	1,847件	1,850件	1,904件	1,901件
訪問入浴介護(※)	161件	164件	177件	186件	197件
訪問看護(※)	1,195件	1,300件	1,452件	1,588件	1,590件
訪問リハビリテーション(※)	159件	148件	145件	163件	171件
居宅療養管理指導(※)	3,672件	4,102件	4,314件	4,795件	5,128件
通所介護	2,081件	2,099件	1,944件	1,906件	1,910件
通所リハヒ゛リテーション(※)	327件	367件	318件	311件	283件
短期入所生活介護(※)	431件	422件	357件	372件	386件
短期入所療養介護(※)	42件	39件	18件	19件	19件
福祉用具貸与(※)	3,215件	3,290件	3,260件	3,341件	3,331件
特定福祉用具販売(※)	62件	57件	57件	62件	58件
住宅改修(※)	56件	54件	53件	52件	51件
特定施設入居者生活介護(※)	625件	675件	669件	689件	696件
居宅介護支援(※)	4,601件	4,647件	4,623件	4,716件	4,676件

※介護予防サービスを含む

イ 保険給付費

○ 居宅サービス等における種類別の保険給付費(月平均)は、通所介護が最も多く、次いで訪問介護、特定施設入居者生活介護となっています。また、年度毎の増減は、利用件数と同じ傾向が見られます。

◆ 居宅サービス等種類別保険給付費(月平均)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問介護	126,096,727円	130,799,245円	134,357,669円	139,029,536円	142,857,799円
訪問入浴介護(※)	10,436,934円	10,325,208円	10,796,421円	11,608,898円	12,048,452円
訪問看護(※)	46,745,370円	52,389,899円	60,896,271円	67,636,338円	66,467,389円
訪問リハヒ・リテーション(※)	5,592,031円	5,451,225円	5,510,595円	6,386,553円	6,658,415円
居宅療養管理指導(※)	27,516,245円	30,816,426円	32,008,594円	35,707,025円	38,290,719円
通所介護	160,491,036円	161,379,277円	155,196,116円	154,874,705円	150,766,758円
通所リハヒ・リテーション(※)	21,391,434円	21,590,290円	18,198,159円	19,339,695円	17,946,939円
短期入所生活介護(※)	29,820,471円	29,924,600円	29,138,079円	30,387,432円	30,576,823円
短期入所療養介護(※)	4,506,350円	3,938,536円	1,987,466円	2,064,369円	2,008,335円
福祉用具貸与(※)	39,050,606円	39,870,466円	40,723,129円	42,581,785円	42,675,665円
特定福祉用具販売(※)	1,682,700円	1,610,902円	1,605,879円	1,865,678円	1,672,169円
住宅改修(※)	4,577,623円	4,429,885円	4,199,849円	4,154,912円	4,177,398円
特定施設入居者生活介護(※)	113,653,889円	121,648,723円	122,797,351円	129,940,693円	130,768,673円
居宅介護支援(※)	60,931,979円	61,196,152円	62,668,822円	66,750,232円	66,495,924円

[※]介護予防サービスを含む

ウ 1件当たりの保険給付費

○ 令和4年度の居宅サービス等における1件当たりの種類別の保険給付費は、特 定施設入居者生活介護が最も高く、次いで短期入所療養介護、住宅改修、短期 入所生活介護、通所介護となっています。

◆ 1件当たり居宅サービス等種類別保険給付費

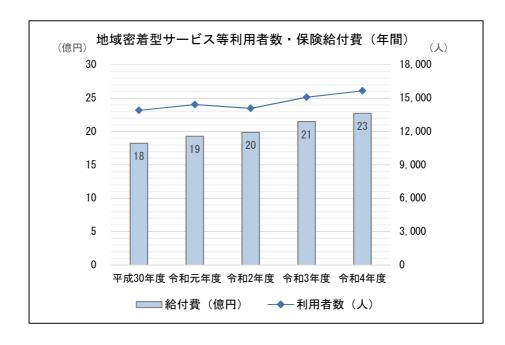
区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問介護	70,158円	70,811円	72,619円	73,026円	75,155円
訪問入浴介護(※)	64,960円	63,055円	61,025円	62,330円	61,160円
訪問看護(※)	39,128円	40,292円	41,947円	42,583円	41,792円
訪問リハビリテーション(※)	35,133円	36,874円	37,960円	39,101円	38,900円
居宅療養管理指導(※)	7,494円	7,512円	7,419円	7,447円	7,467円
通所介護	77,141円	76,872円	79,816円	81,239円	78,939円
通所リハヒ*リテーション(※)	65,334円	58,762円	57,152円	62,186円	63,417円
短期入所生活介護(※)	69,162円	70,911円	81,600円	81,760円	79,146円
短期入所療養介護(※)	108,152円	100,988円	110,415円	106,319円	105,702円
福祉用具貸与(※)	12,145円	12,120円	12,491円	12,745円	12,814円
特定福祉用具販売(※)	27,287円	28,179円	28,339円	30,173円	28,997円
住宅改修(※)	82,233円	82,162円	79,242円	79,393円	81,910円
特定施設入居者生活介護(※)	181,968円	180,287円	183,554円	188,730円	187,774円
居宅介護支援(※)	13,242円	13,170円	13,556円	14,153円	14,222円

[※]介護予防サービスを含む

(2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

- ① 利用者数及び保険給付費
 - 地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービス(※)(以下「地域密着型サービス等」という。)の延べ利用者数及び保険給付費は、増加傾向で推移しています。
 - ◆ 地域密着型サービス等利用者数・保険給付費(年間)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	13,905人	14,419人	14,078人	15,088人	15,657人
給付費	1,823,868 千円	1,929,773 千円	1,986,945 千円	2,149,770 千円	2,271,467 千円



※ 本計画においては、介護保険法第8条で規定する地域密着型サービスを「地域密着型サービス」といいます。 また、介護保険法第8条の2で規定する地域密着型介護予防サービスを「地域密着型介護予防サービス」といい ます(下表参照)。

区分	サービス種類
地域密着型サービス	定期巡回·随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生 活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介 護、地域密着型通所介護
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

② サービス種類別の利用状況

ア利用件数

○ 地域密着型サービス等における種類別の利用件数(月平均)は、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護が増加傾向となっている一方、認知症対応型通所介護は減少傾向となっています。

◆ 地域密着型サービス等種類別利用件数(月平均)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定期巡回·随時対応型訪問 介護看護	18件	15件	13件	17件	20件
夜間対応型訪問介護	0件	0件	0件	0件	0件
認知症対応型通所介護(※)	47件	28件	16件	17件	17件
小規模多機能型居宅介護(※)	110件	120件	127件	146件	162件
認知症対応型共同生活介護(※)	260件	273件	291件	322件	339件
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	20件	20件	20件	19件	18件
看護小規模多機能型居宅介護	0件	1件	1件	2件	3件
地域密着型通所介護	748件	783件	736件	774件	792件

[※]地域密着型介護予防サービスを含む

イ 保険給付費

○ 地域密着型サービス等における種類別の保険給付費(月平均)は、小規模多機 能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護が増加傾向で 推移しています。

◆ 地域密着型サービス等種類別保険給付費(月平均)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定期巡回·随時対応型訪問 介護看護	2,703,801円	2,516,224円	2,300,820円	3,103,828円	3,951,721円
夜間対応型訪問介護	0円	0円	0円	0円	0円
認知症対応型通所介護(※)	6,367,185円	4,476,386円	2,363,232円	2,364,311円	2,182,624円
小規模多機能型居宅介護(※)	20,929,771円	23,440,944円	24,443,962円	27,505,217円	31,089,007円
認知症対応型共同生活介護(※)	68,503,016円	72,741,887円	78,416,314円	87,349,377円	93,478,898円
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	5,529,506円	5,665,010円	5,989,069円	5,624,929円	5,035,498円
看護小規模多機能型居宅介護	31,248円	314,156円	275,096円	457,429円	693,928円
地域密着型通所介護	47,924,450円	51,659,823円	51,790,251円	52,742,396円	52,857,231円

[※]地域密着型介護予防サービスを含む

ウ 1件当たりの保険給付費

○ 令和4年度の地域密着型サービス等における1件当たりの種類別の保険給付費は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が最も高く、次いで認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護となっています。

◆ 1件当たり地域密着型サービス等種類別保険給付費

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定期巡回·随時対応型訪問 介護看護	148,154円	172,541円	171,490円	185,303円	193,554円
夜間対応型訪問介護	0円	0円	0円	0円	0円
認知症対応型通所介護	135,232円	157,990円	144,688円	139,077円	127,143円
小規模多機能型居宅介護	189,696円	196,022円	192,599円	187,856円	191,513円
認知症対応型共同生活介護	263,811円	266,048円	269,318円	271,271円	275,749円
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	278,799円	285,631円	301,970円	293,475円	279,750円
看護小規模多機能型居宅介護	187,487円	269,277円	253,935円	238,659円	260,223円
地域密着型通所介護	64,092円	65,942円	70,415円	68,135円	66,711円

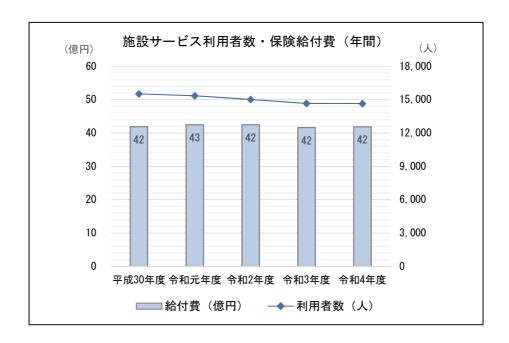
[※]地域密着型介護予防サービスを含む

(3) 施設サービス

- ① 利用者数及び保険給付費
 - 施設サービス(※)の延べ利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、減少傾向で推移しています。また、保険給付費は、概ね横ばいで推移しています。

◆ 施設サービス利用者数・保険給付費(年間)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	15,523人	15,353人	15,019人	14,664人	14,656人
給付費	4,190,951 千円	4,250,246 千円	4,249,796 千円	4,163,381 千円	4,188,952 千円



※ 本計画においては、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設におけるサービスを「施設サービス」といいます。

② サービス種類別の利用状況

ア 利用件数

○ 令和4年度の施設サービスにおける種類別の利用件数(月平均)は、介護老人 福祉施設が最も多く、次いで介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療 施設となっています。なお、区内では、平成30年度及び令和元年度において、 1施設ずつが介護療養型医療施設から介護医療院に転換しています。

◆ 施設サービス種類別利用件数(月平均)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護老人福祉施設	770件	779件	775件	746件	733件
介護老人保健施設	446件	436件	417件	418件	430件
介護療養型医療施設	79件	35件	27件	31件	28件
介護医療院(※)	18件	37件	38件	33件	38件

- ※ 介護療養型医療施設は令和5年度末で廃止
- ※ 平成30年度の介護医療院は3月審査分実績

イ 保険給付費

○ 令和4年度の施設サービスにおける種類別の保険給付費(月平均)は、介護老 人福祉施設が最も多く、次いで介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医 療施設となっています。

◆ 施設サービス種類別保険給付費(月平均)

区分	平成30年度	令和元年度 令和2年度		令和3年度	令和4年度	
介護老人福祉施設	196,523,536円	204,050,866円	204,050,866円 207,789,461円 200,673,107円 19		198,622,904円	
介護老人保健施設	123,930,044円	122,686,967円	86,967円 121,824,749円 123,637,941円 127,32		127,326,869円	
介護療養型医療施設	28,332,754円	12,695,000円	10,251,658円	10,672,131円	9,151,701円	
介護医療院(※)	5,514,756円	14,754,347円	14,283,813円	11,965,213円	13,977,850円	

- ※ 介護療養型医療施設は令和5年度末で廃止
- ※ 平成30年度の介護医療院は3月審査分実績

ウ 1件当たりの保険給付費

○ 令和4年度の施設サービスにおける1件当たりの種類別の保険給付費は、介護医療院が最も高く、次いで介護療養型医療施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設となっています。

◆ 1件当たり施設サービス種類別保険給付費

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護老人福祉施設	255,281円	261,855円	268,231円	268,939円	271,065円
介護老人保健施設	278,130円	281,607円	291,912円	295,490円	296,166円
介護療養型医療施設	360,544円	361,853円	376,208円	341,508円	331,784円
介護医療院	306,375円	398,766円	371,813円	365,350円	369,459円

(4) その他のサービス

○ その他のサービス(※)の保険給付費は、令和3年度の制度改正により特定入所者 介護サービス費及び高額介護サービス費が減少したため、令和3年度以降は減少傾 向となっています。

◆ その他のサービス保険給付費(年間)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給付費	857,154 千円	934,485 千円	968,482 千円	887,577 千円	833,485 千円

^{※「}特定入所者介護サービス費」、「高額介護サービス費」、「高額医療合算介護サービス費」及び「審査支払手数料」は、居宅サービス等、地域密着型サービス等及び施設サービスに分類されないため、「その他のサービス」としています。

2 地域支援事業の現状

- 地域支援事業は、平成26年度の介護保険制度改正により内容が見直され、平成27年度から新しい総合事業として介護予防・日常生活支援総合事業が創設されたほか、包括的支援事業に新たな事業が追加されました。
- 介護予防・日常生活支援総合事業は平成29年4月までに、また、包括的支援事業の追加分は平成30年4月までにすべての自治体で実施することとされ、区では平成27年4月から事業を実施しています。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

○ 要支援者や事業対象者を含む高齢者の多様なニーズに応じたサービスを提供して おり、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

① 介護予防・生活支援サービス事業

- 自立の促進や重度化予防に向けて、心身機能の改善や生活機能の向上等を目的に、訪問型サービスとして「第1号訪問介護」や「おうちでリハビリ」、「おうちで栄養診断」を、通所型サービスとして「第1号通所介護」や「食・動クラブつる・かめ」、「まるごと元気アップ教室」等を、その他生活支援サービスとして「見守り支援員銭湯派遣事業」を実施しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、コロナ禍前と比べて実績及び事業 費は減少していますが、令和3年度から4年度にかけて、一部は回復傾向で推移 しています。

- A	令和 3	3 年度	4 年度	
区分	実績(延べ)	事業費(千円)	実績(延べ)	事業費(千円)
訪問型サービス	21,393 人	72,759	20,521 人	70,539
通所型サービス	49,916 人	271,718	52,849 人	286,814
その他生活支援サービス	4,619 人	19,167	5,560 人	19,293
介護予防ケアマネジメント	7,924 人	40,752	7,999 人	41,774
審査支払手数料	11,464 件	701	11,964 件	731
高額介護予防サービス費相当事業等	197 件	1,000	198 件	1,061

② 一般介護予防事業

○ 介護が必要な状態になることを改善・予防する知識の普及や健康づくりに取り組む意識の啓発等を図ることを目的として、「はつらつ脳力アップ教室」や「理学療法士・作業療法士訪問指導」、「各種講演会・健康教室・講座」、「いきいきボランティアポイント制度」等を実施しています。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、コロナ禍前と比べて実績及び事業 費は減少していますが、令和3年度から4年度にかけて、回復傾向で推移してい ます。

E /\	令和:	3年度	令和 4	4 年度
区分	実績(延べ)	事業費(千円)	実績(延べ)	事業費(千円)
一般介護予防事業	6,101 人	20,872	7,503 人	22,709

(2) 包括的支援事業

- 区内8か所に地域包括支援センターを設置し、日常におけるフレイル予防への取組を推進しています。また、医療や介護に関する相談、認知症等の進行による生活の不安、高齢者の権利に関すること、などの相談体制を整備しています。さらに、地域の介護ニーズに適切に対応するため、介護支援専門員等の支援に当たっています。
- 在宅での生活を支援する体制を整備するため、医療職と介護職の連携を図ることを目的に「在宅療養連携推進会議」等を実施しています。また、地域での交流の場となる通い場づくりや住民主体による地域活動団体「地域パートナーの会」の支援等を実施し、地域の方が積極的に交流の輪を広げていける環境づくりを行います。「認知症・うつ専門相談」等の認知症地域支援・ケア向上事業や「認知症初期集中支援チーム」といった認知症初期集中支援推進事業の実施のほか、個別ケースや地域課題に対して多職種による検討を行う会議体として「地域ケア会議」を開催しています。
- 事業の充実や新規事業に伴い、事業費は増加傾向で推移しています。

Б ./\	令和3年度	令和 4 年度	
区分	事業費(千円)	事業費(千円)	
包括的支援事業	372,203	422,863	

(3) 任意事業

- 「介護事業者に対する実地指導」や利用者に対して介護サービスの利用状況をお知らせする「介護給付費通知の発送」などの介護給付費適正化事業や、介護者の家族に対して介助の知識や方法をお伝えする「家族介護教室」などの家族介護支援事業のほか「認知症キャラバンメイト及びサポーター養成講座」などの認知症サポーター等養成事業を実施しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、コロナ禍前と比べて実績及び事業費は 減少していますが、令和3年度から4年度にかけて、回復傾向で推移しています。

E //	令和3	年度	令和4年		
区分	実績	事業費(千円)	実績	事業費(千円)	
介護給付費適正化事業(介護事業者の実地	実地指導 11回		実地指導 12回		
指導・介護給付費通知の発送)	通知発送 2回		通知発送 2回		
家族介護者教室	11 人	5,799	46 人	6,162	
住宅改修理由書作成経費助成	57 件		46 件		
認知症サポーター等養成事業	736 人		843 人		

第2節 介護保険事業の推計

1 介護保険事業推計の流れ

- 介護保険事業計画では、介護保険料等を算定するため、国の指針や近年の区の介護 保険事業に係る実績の推移等を踏まえ、計画期間における介護サービスの必要量や保 険給付費の見込額等を推計します。
- 本計画では、第9期(令和6年度から令和8年度)計画期間に加えて、団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口がピークを迎える令和22年度(2040年度)を見据え、介護保険事業の総費用を推計します。

◆ 介護保険事業費の推計手順

① 第1号被保険者及び 認定者数の推計



② 介護サービスの推計



③ 地域支援事業費の 推計



④ 介護保険事業費の 算出

- ・介護保険の第 1 号被保険者数及び要支援・要介護認定者数を推計します。
- ・実績や施設整備計画等を踏まえ、各サービスの利用者数や保険給付費等を推計します。
- ・地域支援事業費(介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業の費用)を推計します。
- ・②で推計した介護サービスの保険給付費(=標準給付費)に、③で算出した地域支援事業費を加え、第9期に必要となる介護保険事業費を算出します。

2 被保険者数及び認定者数の推計

(1) 被保険者数

- 本計画では、65歳以上の推計人口に住所地特例対象者を加味した人口を第1号被保険者数、40~64歳の推計人口を第2号被保険者数としています。
- 第1号被保険者数は減少傾向で推移し、第2号被保険者数は概ね増加傾向で推移する見込みです。
- また、75歳以上の後期高齢者数は、65~74歳の前期高齢者数を上回っており、第 9期計画期間中は、その差は徐々に広がっていく見込みです。

(単位:人)

	区分		第8期実績			第9期計画		第14期
	<u></u> Б Л	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和 22 年度
第	1号被保険者	50,456	50,225	49,779	49,585	49,356	49,124	54,361
	65~74 歳	24,086	23,057	21,892	20,926	20,220	19,791	28,072
	75 歳以上	26,370	27,168	27,887	28,659	29,136	29,333	26,289
第	2号被保険者	74,656	75,218	76,245	76,830	77,300	77,725	76,615
	合計	125,112	125,443	126,024	126,415	126,656	126,849	130,976

[※]令和3年度から令和5年度は各年度10月1日現在

(2) 認定者数

- 要支援・要介護(以下「要介護等」といいます。)認定者数は、各年度の被保険者 数の推計をもとに、認定者の出現率の推移等を勘案して推計しています。
- 要介護等認定者数は、後期高齢者の増加に伴い、増加傾向で推移する見込みです。

(単位:人)

区分		第8期実績			第9期計画		第14期
	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和 22 年度
要支援1	1,323	1,368	1,297	1,394	1,397	1,397	1,369
要支援 2	1,247	1,255	1,255	1,276	1,282	1,283	1,286
要介護1	2,152	2,146	2,105	2,202	2,221	2,235	2,246
要介護 2	1,562	1,563	1,597	1,597	1,614	1,626	1,657
要介護3	1,231	1,228	1,182	1,256	1,270	1,278	1,302
要介護 4	1,441	1,363	1,372	1,406	1,430	1,452	1,504
要介護 5	856	881	932	908	922	931	960
認定者数計	9,812	9,804	9,740	10,039	10,136	10,202	10,324

[※]令和3年度から令和5年度は各年度10月1日現在

[※]令和6年度以降は荒川区推計

[※]令和6年度以降は荒川区推計

[※]人数には第2号被保険者を含みます

3 介護保険サービスの推計

(1) 居宅サービス・介護予防サービス

- 居宅サービス等における各サービスの延べ利用者数及び保険給付費の実績は、全体的に横ばいまたは増加傾向で推移していますが、特に「訪問看護」や「居宅療養管理指導」などの医療ニーズに対応したサービスは、大きく増加しています。
- 第9期計画では、過去3年間の実績等を踏まえ、全般的に増加傾向で推計しています。

① 居宅サービス

			第8期実績			第9期計画		第14期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	必要量(回)	538,408	546,800	574,714	652,544	681,726	712,469	719,556
訪問介護	利用人数(人)	22,846	22,810	23,354	21,204	21,696	22,200	22,452
	給付費(千円)	1,668,354	1,714,294	1,830,388	2,105,150	2,202,071	2,301,373	2,323,289
	必要量(回)	10,369	10,615	10,592	11,640	11,824	12,082	11,544
訪問入浴介護	利用人数(人)	2,233	2,364	2,319	2,376	2,400	2,424	2,328
	給付費(千円)	139,286	144,581	146,010	161,589	164,345	167,931	160,461
	必要量(回)	142,669	140,705	156,716	197,392	225,259	258,391	262,555
訪問看護	利用人数(人)	15,996	16,035	17,000	17,304	18,444	19,656	19,908
	給付費(千円)	710,602	699,402	768,099	976,400	1,115,429	1,279,894	1,298,279
	必要量(回)	21,554	21,557	20,802	26,123	28,908	31,927	31,915
訪問リハビリテ ーション	利用人数(人)	1,681	1,659	1,659	1,872	1,980	2,100	2,100
	給付費(千円)	66,432	67,132	65,037	82,734	91,669	101,218	101,238
居宅療養管理	利用人数(人)	30,659	32,501	33,408	33,564	35,736	38,052	38,520
指導	給付費(千円)	398,818	426,495	453,740	492,245	524,765	558,743	565,415
	必要量(回)	231,851	224,610	227,794	234,257	235,548	237,133	240,172
通所介護	利用人数(人)	22,877	22,919	23,354	23,400	23,988	24,324	24,684
	給付費(千円)	1,858,496	1,809,201	1,867,575	1,941,403	1,954,582	1,966,398	1,989,153
	必要量(回)	21,281	20,720	20,350	19,463	19,648	19,675	19,880
通所リハビリテ ーション	利用人数(人)	2,974	2,920	2,894	2,940	2,952	2,952	2,976
	給付費(千円)	204,087	197,485	196,315	192,266	194,744	195,691	197,908
	日数(日)	39,065	38,997	41,573	47,392	50,000	52,763	53,444
短期入所生活 介護	利用人数(人)	4,363	4,538	4,882	4,512	4,656	4,800	4,836
	給付費(千円)	361,032	363,029	396,123	452,909	478,545	505,019	511,153
	日数(日)	2,061	2,031	2,094	2,524	2,537	2,545	2,489
短期入所療養 介護	利用人数(人)	231	225	231	252	252	252	252
71 収	給付費(千円)	24,706	23,887	23,503	29,399	29,586	29,690	28,868

			第8期実績			第9期計画		第14期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
福祉用具貸与	利用人数(人)	34,189	34,230	34,736	34,812	35,100	35,268	35,640
油仙用共貞子	給付費(千円)	477,746	478,541	493,780	509,155	511,632	513,525	516,448
特定福祉用具	利用人数(人)	551	522	524	516	564	624	660
販売	給付費(千円)	18,025	15,866	18,343	17,593	19,248	21,321	22,552
住宅改修	利用人数(人)	381	392	351	396	408	420	456
任七以修	給付費(千円)	30,417	31,703	25,587	30,400	31,445	32,234	34,939
特定施設入居	利用人数(人)	7,478	7,494	7,329	7,380	7,392	7,452	7,608
者生活介護	給付費(千円)	1,502,021	1,506,051	1,490,896	1,554,749	1,560,188	1,571,956	1,606,597
日南人等土壤	利用人数(人)	48,221	48,005	48,383	50,196	51,324	52,200	52,788
居宅介護支援	給付費(千円)	757,968	755,446	779,457	831,274	849,315	862,902	871,963

[※]令和3年度・令和4年度は実績、令和5年度以降は推計値

利用人数の実績(居宅療養管理指導以外)は延べ利用人数。以下同じ。

② 介護予防サービス

			第8期実績			第9期計画		第14期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	必要量(回)	2	0	9	10	10	10	10
介護予防訪問 入浴介護	利用人数(人)	2	0	3	24	24	24	24
7	給付費(千円)	21	0	85	46	46	46	46
A -#! -! -!	必要量(回)	23,410	21,320	21,856	23,699	25,012	25,510	25,402
介護予防訪問 看護	利用人数(人)	3,064	3,050	3,060	3,132	3,180	3,180	3,156
	給付費(千円)	101,034	98,207	98,296	109,324	115,161	117,379	116,835
	必要量(回)	3,400	4,316	3,039	4,750	5,491	6,194	6,416
介護予防訪問リ ハビリテーション	利用人数(人)	279	395	281	336	372	408	420
	給付費(千円)	10,207	12,769	9,159	14,271	16,520	18,628	19,299
介護予防居宅	利用人数(人)	4,130	4,667	5,250	3,324	3,624	3,948	3,924
療養管理指導	給付費(千円)	29,666	32,994	36,189	40,919	44,667	48,659	48,346
介護予防通所リ	利用人数(人)	758	476	405	384	384	384	384
ハビリテーション	給付費(千円)	27,989	17,879	14,897	14,597	14,616	14,616	14,616
	日数(日)	534	599	330	461	461	461	461
介護予防短期 入所生活介護	利用人数(人)	97	98	50	48	48	48	48
八八工石八段	給付費(千円)	3,617	3,893	2,246	3,366	3,371	3,371	3,371
	日数(日)	7	24	0	72	72	72	72
介護予防短期 入所療養介護	利用人数(人)	2	3	0	36	36	36	36
八川水及川设	給付費(千円)	67	213	0	216	216	216	216
介護予防福祉	利用人数(人)	5,903	5,736	5,528	5,364	5,472	5,580	5,532
用具貸与	給付費(千円)	33,235	33,567	30,772	30,912	31,531	32,150	31,925

			第8期実績			第14期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
特定介護予防	利用人数(人)	191	170	153	156	156	168	168
福祉用具販売	給付費(千円)	4,363	4,200	3,923	4,037	4,037	4,342	4,342
介護予防住宅	利用人数(人)	247	220	202	192	192	192	192
改修	給付費(千円)	19,442	18,426	18,920	17,147	17,147	17,147	17,147
介護予防特定	利用人数(人)	784	863	844	888	888	888	876
施設入居者生 活介護	給付費(千円)	57,268	63,173	60,835	64,297	64,379	64,379	63,648
人类マ叶士短	利用人数(人)	8,374	8,102	8,419	7,968	8,184	8,412	8,364
介護予防支援	給付費(千円)	43,035	42,505	40,984	42,591	43,802	45,022	44,767

(2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

○ 地域密着型サービスのうち、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護」及び「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」については、特に計画的に整備を進める必要があるため、本計画において整備目標数を定めて整備を進めていきます。

◆ 第9期整備目標数

区分	既整備数(a)	9期整備目標数(b)	計(a+b)
定期巡回·随時対応型訪問介護看護	3か所	2か所	5か所
看護小規模多機能型居宅介護	0か所	2か所	2か所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護または地域密着型特定施設入居者生活介護	1か所	1か所	2か所

[※]既整備数には現在整備中の施設を含む

- 地域密着型サービス等における延べ利用者数及び保険給付費の実績は、横ばいま たは増加傾向で推移しています。
- 第9期計画は、過去3年間の実績や整備目標数を踏まえ、増加傾向で推計しています。

① 地域密着型サービス

		第8期実績				第14期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
定期巡回·随時 対応型訪問介 護看護 利用人数(人) 給付費(千円)		201	245	185	180	300	420	408
		37,246	47,421	34,343	34,354	58,890	83,383	79,858

			第8期実績			第9期計画		第14期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
夜間対応型訪	利用人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	必要量(回)	2,023	1,921	1,857	2,102	2,102	2,102	2,021
認知症対応型 通所介護	利用人数(人)	204	206	258	264	264	264	252
	給付費(千円)	28,372	26,191	24,435	27,704	27,739	27,739	26,479
小規模多機能	利用人数(人)	1,604	1,783	1,883	2,088	2,280	2,496	2,532
型居宅介護	給付費(千円)	320,120	361,217	383,198	444,664	486,244	531,595	539,524
認知症対応型	利用人数(人)	3,863	4,067	4,177	4,332	4,452	4,500	4,608
共同生活介護	給付費(千円)	1,048,002	1,121,486	1,173,009	1,242,801	1,278,662	1,292,263	1,323,783
地域密着型特 定施設入居者	利用人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介 護老人福祉施	利用人数(人)	230	216	223	228	408	576	600
設入所者生活 介護	給付費(千円)	67,499	60,426	63,333	68,086	122,910	174,600	180,504
看護小規模多 機能型居宅介	利用人数(人)	23	32	25	60	684	756	756
機能至后七月 護	給付費(千円)	5,489	8,327	6,346	10,635	136,119	148,942	148,942
	必要量(回)	81,919	82,050	86,587	93,377	98,285	100,440	102,086
地域密着型通 所介護	利用人数(人)	9,289	9,508	10,003	9,552	9,852	9,948	10,080
77171 830	給付費(千円)	632,909	634,287	682,974	739,155	775,877	792,192	805,199

② 地域密着型介護予防サービス

			第8期実績			第9期計画			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度	
介護予防認知	利用人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	
症対応型通所 介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	
介護予防小規模を機能刑民	利用人数(人)	153	165	195	252	336	444	444	
模多機能型居 宅介護	給付費(千円)	9,943	11,851	16,864	19,292	25,755	33,959	33,959	
介護予防認知	利用人数(人)	1	1	3	12	12	12	12	
症対応型共同 生活介護	給付費(千円)	191	261	323	2,631	2,634	2,634	2,634	

(3) 施設サービス

- 施設サービスの保険給付の実績は、概ね横ばい傾向で推移しています。
- 第9期計画では、過去3年間の実績等を踏まえ、増加傾向で推計しています。

		第8期実績				第14期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護老人福祉	利用人数(人)	8,954	8,793	8,626	8,928	9,048	9,168	9,600
施設(特別養護 老人ホーム)	給付費(千円)	2,408,077	2,383,475	2,396,072	2,499,976	2,536,841	2,570,458	2,688,064
介護老人保健	利用人数(人)	5,021	5,159	4,947	5,052	5,136	5,208	5,388
施設	給付費(千円)	1,483,655	1,527,922	1,486,549	1,531,873	1,559,245	1,581,269	1,655,504
介護医療院	利用人数(人)	393	454	508	876	900	936	936
	給付費(千円)	143,583	167,734	190,855	335,642	345,414	357,936	357,936

(4) その他のサービス

			第8期実績			第9期計画			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度	
特定入所者介 護サービス費	給付費(千円)	326,194	282,015	270,940	315,759	319,214	321,292	320,203	
高額介護サービ ス費	給付費(千円)	478,980	471,233	493,348	495,700	501,123	504,386	502,676	
高額医療合算 介護サービス費	給付費(千円)	65,951	63,539	66,100	67,435	68,087	68,530	69,350	
算定対象審査 支払手数料	給付費(千円)	16,452	16,698	17,086	17,853	18,510	19,191	31,826	

4 地域支援事業の推計

- 地域支援事業の実績は、概ね増加傾向で推移しています。
- 第9期計画では、過去3年間の実績等を踏まえ、横ばいもしくは増加傾向で推計しています。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

		第8期実績				第14期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防・生活支 援サービス事業	事業費 (千円)	406,097	420,212	431,732	490,883	490,823	490,823	490,823
一般介護予防事 業	20 872 22 709 22 714		22,414	54,689	54,689	54,689	54,689	

(2) 包括的支援事業

		第8期実績				第14期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度	
包括的支援事業 事業費 (千円) 372,20		372,203	422,863	433,639	454,296	483,932	483,932	483,932

(3) 任意事業

		第8期実績					第14期	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
任意事業 事業費 (千円)		5,799	6,162	6,804	7,783	7,987	7,783	7,987

5 介護保険事業費の算出

○ 介護保険事業に係る介護保険事業費は、介護サービスの総給付費に「特定入所者介護サービス費等給付額」、「高額介護サービス費等給付額」、「高額医療合算介護サービス費等給付額」及び「算定対象審査支払手数料額」を加えて算出する「標準給付費」と「地域支援事業費」を合算して算出します。

(1) 標準給付費

(単位:千円)

	区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計	令和22年度
443	居宅サービス総給付費	9,718,989	10,083,057	10,473,850	30,275,896	10,592,821
総給付費	地域密着型サービス総給付費	2,589,322	2,914,830	3,087,307	8,591,459	3,140,882
費	施設サービス総給付費	4,367,491	4,441,500	4,509,663	13,318,654	4,701,504
	総給付費計	16,675,802	17,439,387	18,070,820	52,186,009	18,435,207
特定入	、所者介護サービス費等給付額	315,759	319,214	321,292	956,265	320,203
高額介	きぎせービス費等給付額	495,700	501,123	504,386	1,501,209	502,676
高額医	医療合算介護サービス費等給付額	67,435	68,087	68,530	204,052	69,350
算定対象審査支払手数料額		17,853	18,510	19,191	55,554	31,826
	標準給付費	17,572,549	18,346,320	18,984,219	54,903,088	19,359,261

[※]端数処理の関係で合計が区分別の計と一致しないことがあります

(2) 地域支援事業費

(単位:千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	545,572	545,512	545,512	1,636,596	545,512
包括的支援事業・任意事業費	462,079	491,919	491,715	1,445,713	491,919
地域支援事業費	1,007,651	1,037,431	1,037,227	3,082,309	1,037,431

[※]端数処理の関係で合計が区分別の計と一致しないことがあります

(3) 介護保険事業費

○ 第9期計画における介護保険事業費の見込額は、3年間で約579.9億円となり、第 8期計画と比較し約7.91%増加する見込みとなります。

第8期:約537.4億円 → 第9期:約579.9億円(約7.91%増)

(単位:千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計	令和22年度
標準給付費	17,572,549	18,346,320	18,984,219	54,903,088	19,359,262
地域支援事業費	1,007,651	1,037,431	1,037,227	3,082,309	1,037,431
介護保険事業費	18,580,200	19,383,751	20,021,446	57,985,397	20,396,693

[※]端数処理の関係で合計が区分別の計と一致しないことがあります

第3節 介護保険料の算定

1 介護保険料算定の流れ

第1号被保険者の介護保険料の算定の流れは以下のとおりです。

- ① 標準保険料額の算定
- ・推計した介護保険事業費に第1号被保険者の負担割合 を乗じて第1号被保険者負担分相当額を算出します。 この金額に、財政調整交付金の見込額や介護給付費準 備基金の取崩額等を勘案して、基準となる介護保険料 を算定します。



- ② 所得段階別介護保険 料の決定
- ・標準保険料額をもとに、第1号被保険者や世帯の所得 状況を考慮した段階及び保険料率を設定し、所得段階 に応じた介護保険料を決定します。

2 介護保険事業費の財源(被保険者の負担割合)

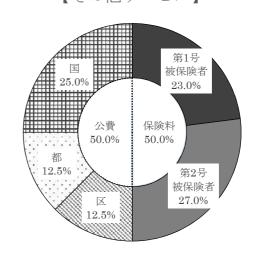
(1) 標準給付費の財源

- 標準給付費の財源は、50%を公費(税金)で負担し、残りの50%を被保険者の介護 保険料で負担します。
- 被保険者の介護保険料の負担割合は、介護保険事業計画期間ごとに第1号被保険者と第2号被保険者の全国の人口比率により定められ、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっています。



国 20.0% 20.0% 数保険者 23.0% 都 50.0% 50.0% 第2号 被保険者 27.0%

【その他サービス】



(2) 地域支援事業費の財源

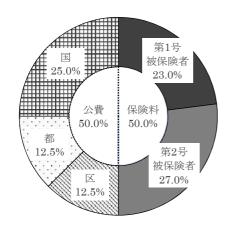
① 介護予防・日常生活支援総合事業

- 地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、標準給付費と同様、50%を公費(税金)で負担し、残りの50%を被保険者の介護保険料で負担します。
- 公費及び被保険者の介護保険料の内訳については、標準給付費の「その他サービス」と同様です。

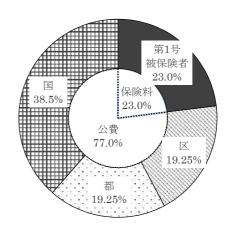
② 包括的支援事業・任意事業

○ 地域支援事業費における包括的支援事業及び任意事業の財源は、公費と第1号 被保険者の介護保険料で負担することとなっており、第2号被保険者の負担はあ りません。

【介護予防・日常生活支援 総合事業】



【包括的支援事業 • 任意事業】



3 第1号被保険者の標準保険料額の算定

- 標準保険料額は、第1号被保険者の負担割合に基づき算出した介護保険事業費の第1 号被保険者負担分相当額に、財政調整交付金の見込額や介護給付費準備基金の取崩額 等を勘案して算定します。
- 標準保険料額は、制度の改正や近年の介護保険事業の推移、介護給付費準備基金の 取崩等により増減します。

(1) 保険料の主な増加要因

① 令和6年度における介護報酬の改定

○ 介護保険サービス事業者に支払われる介護報酬が令和6年4月から引き上げられることに伴い、保険給付費が増加します。

② 要介護認定者数の増加

○ 要介護認定者数が増加することに伴い、介護サービス必要量及び保険給付費が 増加します。

③ 第1号被保険者数の減少

○ 第1号被保険者数が減少することに伴い、1人あたりで負担していただく保険給付費が増加します。

(2) 保険料の主な減少要因

① 財政調整交付金見込額

○ 区市町村の財政力格差を調整するため、全国の後期高齢者率や所得段階の分布等を勘案し算出される「財政調整交付金」は、各保険者(区市町村)とも原則5%ですが、区では5.1%~5.2%程度を見込んでおり、この差分により保険料の上昇が抑制されています。

② 介護給付費準備基金の取崩

- 介護保険制度を安定的に運営していくため、年度ごとに納付された保険料から 介護保険事業費(被保険者負担分)を差し引いて余剰が生じた場合には、介護給付 費準備基金に積み立てています。
- 第9期計画における介護保険料の算定に当たっては、積み立てた介護給付費準備基金から約10.9億円を取り崩し、保険料の上昇を抑制します。

(3) 標準保険料額

○ 介護保険事業費を基に、介護保険料の増減要因等を勘案し算定した結果、第9期 計画における介護保険料の標準保険料額は、次の金額となりました。

第9期介護保険料標準保険料額:6,920円/月(基金取崩前:7,544円/月)

※第8期比較:440円(6.79%)増(第8期:6,480円/月)

- 介護保険料の標準保険料額については、介護給付費準備基金取崩前は7,544円/ 月でしたが、介護給付費準備基金を取り崩し充当したことにより、624円/月減額 となりました。
- 標準保険料額は、保険料の増加要因が減少要因を上回ったため、第8期計画期間の標準保険料額の6,480円と比較し、440円上昇します。

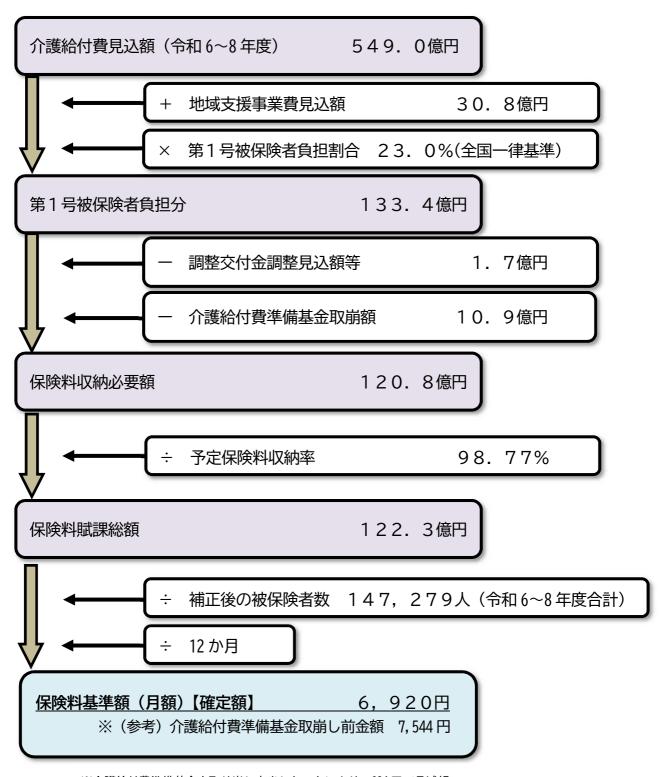
◆介護保険料標準月額算定に係る内訳

区分	令和6年度	令和7年	度	令和8年度	計	令和22年度
標準給付費(千円)	17,572,549	18,346	,320	18,984,219	54,903,088	19,359,262
地域支援事業費(千円)	1,007,651	1,037	,431	1,037,227	3,082,309	1,037,431
第1号被保険者負担分相当額(千円)	4,273,446	4,458	,263	4,604,932	13,336,641	5,303,140
調整交付金相当額(千円)(※1)	905,906	944	,592	976,487	2,826,985	995,239
調整交付金見込交付割合	5.17%	5	.20%	5.12%		_
調整交付金見込額(千円)(※1)	936,707	982	,375	999,922	2,919,004	_
財政安定化基金拠出率(※2)	0.00%	0	.00%	0.00%		0.00%
財政安定化基金償還金(※3)	0		0	0	0	0
市町村特別給付費等(千円)(※4)	0		0	0	0	0
介護給付費準備基金取崩額(千円)					1,089,000	_
介護保険料収納必要額(千円)					12,079,621	6,298,379
所得段階別加入割合補正後被保険者数(※5)	49,322	49	,095	48,862	147,279	54,075
予定介護保険料収納率(※6)	98.77%			98.77%		
標準保険料額	年額	年額 83,040円		117,924円		
(第5段階)	月額	項 6,920円		9,827円		

- ※端数処理の関係で合計が区分別の計と一致しないことがあります
- ※令和22年度の調整交付金見込額及び介護給付費準備基金取崩額は未算定
- ※1 調整交付金による調整に使用する費用
- ※2 介護保険財政の安定的運営を目的とする財政安定化基金の区市町村負担分に係る拠出率
- ※3 財政安定化基金からの借り入れに対する償還金
- ※4 第1号被保険者の保険料を財源として区独自の給付を行うための費用
- ※5 介護保険料の多段階化により補正された被保険者数
- ※6 介護保険料収納率の見込

第1号被保険者の保険料基準額の算定について

第9期における第1号被保険者の介護保険料基準額については、次の手順等により算定しています。



※介護給付費準備基金を取り崩し充当したことにより、624円/月減額

※数値については、四捨五入により端数処理をしています

(4) 所得段階別保険料額の設定

- 第1号被保険者の介護保険料については、被保険者の所得分布状況等を踏まえて 算定することになっており、負担能力に応じて負担を求める観点から、被保険者個 人や世帯の所得状況に応じて段階及び保険料率を設定します。
- 国が示す第9期計画における標準段階は、13段階です。
- 区では、第9期の段階について、第8期と同様に国の標準段階よりさらに細やか に15段階に設定し、より負担能力に応じた介護保険料としました。

① 荒川区の所得段階・保険料率

段階		対象者	保険料率
第1段階		・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が区民税非課税の方 ・世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所 得金額の合計が80万円以下の方	0.43 (0.26)
第2段階	本人	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方	0.65 (0.45)
第3段階	非課税	世帯全員が区民税非課税で、第1段階・第2段階以外の方	0.69 (0.685)
第4段階		本人が区民税非課税で世帯に区民税課税者がいる場合で、本人の前年の課税年 金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.85
第5段階		本人が区民税非課税で世帯に区民税課税者がいる場合で、第4段階以外の方	1.00
第6段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.10
第7段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.30
第8段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	1.55
第9段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	1.85
第10段階	本人	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	2.25
第11段階	課税	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	2.75
第12段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	3.20
第13段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	3.30
第14段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の方	3.40
第15段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が3,000万円以上の方	3.50

[※]課税年金とは、障害年金や遺族年金などの非課税年金を除く公的年金をさします

[※]合計所得金額に税法上の長期譲渡所得または短期譲渡所得の特別控除となる金額が含まれている場合には、合計所得金額から特別控除額を控除して判定します(以降記載のある合計所得金額については同じ考え方)

[※]その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金などに係る雑所得を差し引いた額をさします

[※]第1段階から第3段階の()内は、国の保険料負担軽減措置を反映した数値

② 段階別保険料一覧

段階	基準額に対する割合		保険料(年額)	保険料(月額)	第1号被保険者 (期間中の平均)	
7A FB	①基準額	②保険料率	3=1×2	③÷12か月	人数	構成割合
第1段階		0.43(0.26)	35,708円(21,591円)	2,976円(1,799円)	11,662人	23.6%
第2段階		0.65(0.45)	53,976円(37,368円)	4,498円(3,114円)	4,269人	8.6%
第3段階		0.69(0.685)	57,298円(56,883円)	4,775円(4,740円)	4,286人	8.7%
第4段階		0.85	70,584円	5,882円	4,338人	8.8%
第5段階		1.00	83,040円	6,920円	4,734人	9.6%
第6段階		1.10	91,344円	7,612円	6,565人	13.3%
第7段階	【年額】83,040円 【月額】 6,920円	1.30	107,952円	8,996円	5,320人	10.8%
第8段階		1.55	128,712円	10,726円	4,420人	9.0%
第9段階	[7] HR [0,020]	1.85	153,624円	12,802円	1,595人	3.2%
第10段階		2.25	186,840円	15,570円	926人	1.9%
第11段階		2.75	228,360円	19,030円	368人	0.7%
第12段階		3.20	265,728円	22,144円	366人	0.7%
第13段階		3.30	274,032円	22,836円	181人	0.4%
第14段階		3.40	282,336円	23,528円	173人	0.4%
第15段階		3.50	290,640円	24,220円	153人	0.3%
	合 計					49,355人

[※]第1段階から第3段階の()内は、国の保険料負担軽減措置を反映した数値

③ 段階別被保険者の推計・推移

段階	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計	令和22年度
第1段階	11,716人	11,662人	11,608人	34,986人	12,844人
第2段階	4,289人	4,269人	4,249人	12,807人	4,702人
第3段階	4,306人	4,286人	4,265人	12,857人	4,720人
第4段階	4,358人	4,338人	4,318人	13,014人	4,778人
第5段階	4,756人	4,734人	4,712人	14,202人	5,214人
第6段階	6,595人	6,565人	6,534人	19,694人	7,231人
第7段階	5,345人	5,320人	5,295人	15,960人	5,860人
第8段階	4,441人	4,420人	4,399人	13,260人	4,868人
第9段階	1,603人	1,595人	1,588人	4,786人	1,757人
第10段階	930人	926人	922人	2,778人	1,020人
第11段階	369人	368人	366人	1,103人	405人
第12段階	367人	366人	364人	1,097人	403人
第13段階	182人	181人	180人	543人	199人
第14段階	174人	173人	172人	519人	191人
第15段階	154人	153人	152人	459人	169人
計	49,585人	49,356人	49,124人	148,065人	54,361人

[※]端数処理の関係で計算の計と一致しないことがあります

(5) 保険料軽減制度

- ① 介護保険料減額制度
 - 第8期計画に引き続き、所得が低い方の経済的負担を軽減するため、区独自の介護保険料の減額制度を実施します。所得段階が第2段階または第3段階で一定の要件を満たす方を対象に、段階を第1段階まで引き下げ、保険料を減額します。

② 災害等による減免制度

○ 被保険者が、災害等により重大な損害を受けたときや事業の休廃止または自己 の都合によらない失業、長期入院等で収入が著しく減少したときに、預貯金など 利用できる資産等を活用したにもかかわらず保険料を納められない場合、申請に より保険料を減額または免除します。

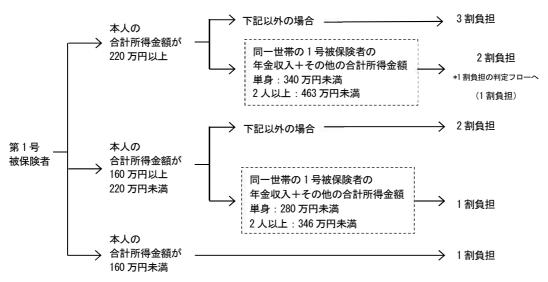
③ 介護保険料の低所得者軽減強化

○ 国の社会保障と税の一体改革における「社会保障の充実」の一つとして、平成 27年度から、介護保険の第1号保険料の低所得者軽減が実施されています。

第4節 介護保険制度における利用者負担制度

1 利用者負担割合

○ 介護保険サービスを利用した場合の利用者負担割合は、原則としてサービスにかかった費用の1~3割です。



※第2号被保険者、市区町村民税非課税者、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担。

2 利用者の負担軽減制度

(1) 高額介護(介護予防)サービス費・高額第1号事業支給費

○ 1か月の介護保険サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業サービスの利用者負担が、一定の上限額を超えた場合、申請により高額介護(介護予防)サービス費または高額第1号事業支給費から上限額を超えた分の金額が給付されます。

(2) 高額医療合算介護(介護予防)サービス費・高額医療合算第1号事業支給費

○ 1年間の世帯の介護保険利用者負担額と医療保険・後期高齢者医療の一部負担金等を合算した額が、所得区分に応じた世帯の負担限度額を超えた場合、申請により高額医療合算介護(介護予防)サービス費または高額医療合算第1号事業支給費から、負担限度額を超えた分の金額が給付されます。

(3) 特定入所者介護(介護予防)サービス費

○ 利用者負担第1~3段階の方が、介護保険施設サービスまたは短期入所サービスを利用した場合の食費、居住費(滞在費)について、段階に応じて特定入所者介護(介護予防)サービス費から補足給付が支給されます。なお、本サービス利用に当たっては、所得、資産に係る要件があり、申請が必要となります。

(4) 食費・居住費等負担額軽減補助

○ 区独自の補助制度により、一定の要件を満たす方が、特定入所者介護(介護予防) サービス費の対象施設とならない(介護予防)認知症対応型共同生活介護及び(介護 予防)小規模多機能型居宅介護の宿泊サービスを利用する場合の食費・居住費(滞在 費)を補助します。

(5) 低所得者に対する利用者負担額の軽減制度

○ 低所得者で特に生計を営むことが困難な方や生活保護受給者を対象に、国の特別対策である「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度」及び都の制度である「介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」を活用し、利用者の負担額を軽減します。

(6) 災害等による利用者負担減免制度

○ 災害等の特別な事情により介護サービスを利用した際の利用者負担額を支払うことが一時的に困難となった方を対象に、利用者負担を減免する制度があります。

第5節 自立支援・重度化防止等に向けた取組

1 自立支援・重度化防止への取組の制度化について

高齢化が進展し、総人口・現役世代人口が減少する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持するため、保険者機能の更なる強化が求められています。平成29年度の介護保険法改正では、保険者機能を強化することを目的に、自立支援・重度化防止に取り組むことが制度化されました。これを受けて、平成30年度には高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金が創設され、また、令和2年度には、更なる推進を図ることを目的に、介護保険保険者努力支援交付金が創設されています。

2 自立支援・重度化防止等に向けた取組

介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができように支援することや、要介護状態又は要支援状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を理念としています。

国の指針では、地域の実情に則した高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を介護保険事業計画に記載することが定められており、また、PDCAサイクルの活用による保険者機能強化が、高齢者の自立支援や重度化防止等の取組に有効であるとしています。

区では、主に下記の事業を推進し、自立支援や重度化防止に取り組んでいきます。

(1) 地域ケア会議の充実

在宅生活を支える自立支援型ケアプランの質の向上・標準化を図るため、区内に8か所ある地域包括支援センターが、圏域会議(地域ケア個別会議)を毎月開催し、個別課題の解決やネットワークの構築、地域課題の把握を行っており、令和4年度は95ケースの検討を行っています。

会議では専門的な助言を受けられるよう様々な専門職へ参加を促しており、平成30年度からは、自立支援・重度化防止の強化を図るため、区内医療機関の協力のもと、 隔月で理学療法士・作業療法士を圏域会議に派遣しています。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

要支援及び基本チェックリストによりサービス事業を利用すべき対象に該当した人(サービス事業対象者)が生活機能を維持、改善することにより、地域で自立した生活が営み続けられるよう、介護予防・生活支援サービス事業を充実させます。

また、地域において自立した日常生活を送ることができるよう、適切に介護予防ケアマネジメントを行い、必要なサービスにつなげていきます。

第6節 介護給付適正化の取組(荒川区介護給付適正化計画)

1 基本的な考え方

高齢者の方が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるようにするために、介護給付適正化の取組を進めることは重要です。適正化の取組を進めることで、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促します。また、適正化の取組により、適切なサービスの確保と費用の効率化を図ることで、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度の構築に資するものとなります。

2 適正化事業の内容及び実施方法

区では、介護給付適正化について、平成20年度から開始し推進しています。介護給付適正化は、その重要性から、平成29年度の介護保険法改正により、取り組むべき施策に関する事項及びその目標を介護保険事業計画において定めるものとされました。これを受けて第8期計画では、介護給付適正化の主要5事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」を中心に介護給付適正化に取り組みました。

第9期計画では国の指針において主要5事業が見直されたことから、「要介護認定の適 正化」、「ケアプラン等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」の主要3事業について取 組を推進していきます。

(1) 要介護認定の適正化

事業 内容	要介護認定に係る適正な認定調査、介護認定審査会における公正な審査判定を実施し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
実施方法	○すべての認定調査票を がこれるような所 に載されるようなが に載されるしなが 一夕を活用します。 ○判定部会ごとの審査うします。 ○判定が平準化するより 上が平準が適切に関与します。	○認定調査票の全件点検 と調査員への指導を継 続し、記載内容の充実 を図ります。 ○各判定部会の比較によ り傾向や特徴を把握 し、審査会委員に情報 提供を行います。	○認定調査票の全件点検 及び審査会委員への情 報提供を継続します。 ○調査員への指導及び審 査会における適切な関 与ができる職員を育成 する取組を強化しま す。		
目標	○認定調査の質の向上を図ります。○介護認定審査会における各判定部会の平準化を図ります。	○引き続き、認定調査の 質の向上を図るととも に、介護認定審査会に おける各判定部会の平 準化を図ります。	○引き続き、認定調査の 質の向上を図るととも に、介護認定審査会に おける各判定部会の平 準化を図ります。		

(2) ケアプラン等の点検

<ケアプラン点検> ケアマネジャー(以下「CM」という。)が作成するケアプラン(以下「CP」とい う。)について、区職員等の第三者が点検及び支援を行い、真に必要とするサービ スが提供されるよう改善します。 事業 内容 <住宅改修等の点検> 住宅改修予定の受給者宅の実態確認や工事見積書の点検等を行うことで、不適切 または不要な改修を防止します。また、ケアプラン点検を行うことにより、適切 な福祉用具の利用を進めます。 年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 <ケアプラン点検> <ケアプラン点検> <ケアプラン点検> ○主任 CM による CP 点検を ○主任 CM による CP 点検を ○主任 CM による CP 点検を 実施しながら、効果検 実施しながら、効果検 実施しながら、効果検 証を行います。 証を行います。 証を行います。 ○質の高いケアマネジメ ○質の高いケアマネジメ ○質の高いケアマネジメ ントを行うための CM 向 ントを行うための CM 向 ントを行うための CM 向 け研修を実施します。 け研修を継続して実施 け研修を継続して実施 ○区が行う CP 点検におい します。 します。 ○区が行う CP 点検につい ○区が行う CP 点検につい て、国保連から提供さ れる帳票の活用方法に て、前年度の取組みを て、前年度の取組みを ついて、国保連主催の 継続します。 継続します。 研修等を受講し効果的 な事例選定に取り組み ます。 実施 <住宅改修等の点検> <住宅改修等の点検> <住宅改修等の点検> 方法 ○住宅改修に関し書面に ○住宅改修に関し前年度 ○住宅改修に関し前年度 よる審査や訪問調査を の取組を継続します。 の取組を継続します。 ○福祉用具利用に関し ○福祉用具利用に関し 行います。また、制度 前年度の取組を継続し 前年度の取組を継続し 案内パンフレット等の ます。 ます。 活用により適切な住宅 改修の普及啓発を図り ます。 ○適切なケアマネジメン トにより福祉用具利用 が計画されるようケア プラン点検をとおして 適正化を図ります。

	ノムマープニン LHAN	ノムマープニン LEAN	ノムマープニン LHAN
目標	<cm th="" と<=""><th><ケース (CM と (A) と (A) と (A) と (B) と (A) と (B) と (B)</th><th><cm th="" と<=""></cm></th></cm>	<ケース (CM と (A) と (A) と (A) と (B) と (A) と (B)	<cm th="" と<=""></cm>
	<住宅改修等の点検> ○住宅改修に関し書面に よる審査のほか、利用 者や事業者への聞き取 りを行い、適正な改修 を促します。 ○利用者の状態像に応じ た適切な福祉用具の利 用を進めます。	<住宅改修等の点検> ○住宅改修に関しリハビ リテーション専門職と の連携により給付適正 化を図ります。 ○利用者の状態像に応じ た適切な福祉用具の利 用を進めます。	<住宅改修等の点検> ○住宅改修に関しリハビ リテーション専門職と の連携により給付適正 化を図ります。 ○利用者の状態像に応じ た適切な福祉用具の利 用を進めます。

(3) 医療情報との突合・縦覧点検

事業内容	介護保険給付について、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の 点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見します。また、受給者の入院情報と 介護給付情報を突合し、医療と介護の重複請求等の請求誤りの是正を図ります。				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
実施方法	○国保連への委託により 確実に実施します。 ○国保連主催のシステム 研修会受講等により、 縦覧点検・医療突合の 確認リストによる点検 方法を把握します。	○国保連への委託により 確実に実施します。	○国保連への委託により 確実に実施します。		
目標	○縦覧点検・医療情報と の突合について、効果 の高い項目を重点的に 実施します。 ○重点的に実施する国保 連への委託項目につい て、保険者確認分の点 検方法を把握します。	○国保連への委託項目の 保険者確認分について 事業所へ確認する手法 を確立します。	○継続的な実施体制を整 えることで実施率の向 上を目指します。		